

指定居宅介護支援事業所運営規程

医療法人 聖 仁 会
在宅介護支援センター大久保

医療法人聖仁会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人聖仁会が開設する指定居宅介護支援事業所在宅介護支援センター大久保(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮しておこなう。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人聖仁会在宅介護支援センター大久保
- 二 所在地 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保 830 番地 1
西部在宅ケアセンター1F

(従業者の職種、員数及び職務)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし常勤介護支援専門員の取扱件数は 35 人を標準とする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1 人 (常勤兼務職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 5 人 (常勤専従職員 3 人・常勤兼務職員 2 人)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1 人 (常勤兼務職員)
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日午後から1月3日まで及び祝祭日を除く
- 二 営業時間
月曜日から金曜日9時から17時・土曜日9時から12時までとする。
- 三 連絡体制
電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示の額とする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所等
 - 二 使用する課題分析表の種類 MDS方式等
 - 三 サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所等
 - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - 五 モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 第7条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 一 通常の実施区域を越えて、片道概ね10km未満 300円
 - 二 通常の実施区域を越えて、片道概ね10km以上 500円
- 3 前第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、さいたま市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する。
- 4 個人情報保護については、別に規程を定めるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人聖仁会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 15 年 04 月 01 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 18 年 08 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 18 年 11 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 19 年 03 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 19 年 04 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 19 年 07 月 17 日改定する。
- この規程は、平成 19 年 09 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 19 年 10 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 20 年 04 月 16 日改定する。
- この規程は、平成 20 年 06 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 21 年 06 月 10 日改定する。
- この規程は、平成 21 年 09 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 21 年 10 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 21 年 11 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 22 年 01 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 22 年 05 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 22 年 06 月 28 日改定する。
- この規程は、平成 22 年 08 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 22 年 08 月 24 日改定する。
- この規程は、平成 23 年 04 月 01 日改定する。
- この規定は、平成 24 年 04 月 01 日改定する。
- この規定は、平成 26 年 06 月 02 日改定する。
- この規定は、平成 26 年 06 月 07 日改定する。
- この規程は、平成 27 年 05 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 28 年 10 月 16 日改定する。
- この規程は、平成 29 年 09 月 01 日改定する。
- この規程は、平成 30 年 04 月 16 日改定する。
- この規程は、平成 30 年 08 月 16 日改定する。
- この規程は、平成 31 年 04 月 01 日改定する。(介護支援専門員の員数 1 名減少)
- この規程は、2024 年 08 月 01 日改定する。(介護支援専門員の員数 1 名減少)